

## 年金資産運用の基本方針

### 西日本電設資材卸業企業年金基金

当基金の年金資産運用の基本方針を以下のとおり定める。当基金が年金資産の管理又は運用を委託する受託機関（信託銀行、生命保険会社（一般勘定部分は除く。以下同じ）、投資顧問業者）は本基本方針の趣旨に沿って年金資産の管理運用を行うものとする。

#### I. 基本的考え方

##### 1. 年金資産の運用の目的

当基金の年金資産の運用の目的は、当基金加入員、受給待期者、及び受給者に対して定められた年金給付及び一時金給付（以下「給付」という。）を行うに十分な資産を確保することにある。

したがって、当基金は許容できるリスクのもとで可能な限り高い総合収益を確保し、長期的な拠出負担の軽減と給付のための財源の積立を図ることを目標とする。

##### 2. 運用におけるリスク許容度等制約条件

当基金の年金資産の運用にあたっては、長期的な基金財政の将来推計を参考にする。

なお将来の年金債務の変動や年金資産の変動等が年金財政に与える影響（不足金発生の可能性等）及び年金資産の収益率の不確実性の許容される程度については今後とも十分注意を払っていくものとする。

##### 3. 投資目標及び政策資産配分の策定

前項を踏まえ、将来にわたって健全な年金制度を維持するに足るだけの収益率の確保（予定利率以上の確保）を中長期的な投資目標とする。

なお、個別の資産については資産区分毎に後述するベンチマークを中長期的に上回るように努めるものとする。

このような運用の目標を達成するため、投資対象としてふさわしい資産の期待収益率、標準偏差、相関係数及びキャッシュフロー上の制約条件等を考慮した上で、将来にわたる最適な資産の組み合わせである政策的資産構成割合（以下、「政策資産配分」）を策定し、これに基づく資産配分を維持するよう努めるものとする。

この政策資産配分は、3～5年の中長期的観点から策定する。ただし、策定時の諸条件が変化した場合には、必要に応じて政策資産配分の見直しを行う。

## 4. 投資対象資産、政策資産配分及び実行ポートフォリオ

### (1) 政策資産配分

投資対象資産及び政策資産配分は以下のように定める。(別紙参照)

#### 政策資産配分

債券等	: 40% (±10%)
株式	: 10% (±10%)
オルタナティブ	: 50% (±10%)

債券等には、国内債券・一般勘定・先進国債券・新興国債券・貸付金・短期金融資産を含む。

株式には、先進国株式・新興国(フロンティア含む)株式・国内株式を含む。

乖離許容幅については、下記(2)の実行ポートフォリオにおいてこれを定め、モニタリング及びリバランスを行う。

### (2) 実行ポートフォリオ

政策資産配分をもとに年度の投資環境等を踏まえ、当該年度に実行するポートフォリオとして別紙に定める実行ポートフォリオを策定する。

実行ポートフォリオは上記(1)に挙げた投資対象にオルタナティブ投資を加えることにより、分散投資の拡充によるリスク低減と運用の効率性向上を図るものとする。なおオルタナティブ投資の管理については下記(3)の通りとする。

また実行ポートフォリオにおいては、投資目的別(当面の給付保全への対応および収益追求目的への対応)の配分、オルタナティブ投資を中心とした各投資戦略への配分及び為替ヘッジの想定元本の策定等、より実践的なポートフォリオの構築を目指す。

なお乖離許容幅については別紙の通り定め、各四半期末時点で、構成比をチェックする。

投資区分上、給付保全及び市場運用に属する投資戦略の配分比率において、債券等については上下5%、株式については上下5%以上乖離した場合は、翌月中に速やかに乖離許容幅内の配分比率になるようリバランスを行う。

上記投資戦略以外の上下乖離許容幅に対するリバランスについては流動性等も勘案しながら適宜対応する。

### (3) オルタナティブ投資及び管理

オルタナティブ投資は、基金全体の資産残高の60%を上限とし、オルタナティブ投資に関する運用・管理等の詳細については、別途オルタナティブ投資管理規定において定める。

## 5. 受託機関の選定及び評価

### (1) 運用スタイル・手法の分散

前項の政策資産配分に基づき、投資対象資産区分ごとに運用スタイル・手法の分散を勘案し、最も適切な受託機関を選択し、各受託機関に対し運用指針を提示する。

### (2) 受託機関の選定

受託機関の選定にあたっては、①経営理念、経営内容及び社会的評価、②企業年金制

度に対する理解、③運用方針及び運用スタイル・手法、④情報収集システムや投資判断プロセス等運用管理体制、⑤決済や報告に関する事務処理体制、⑥法令順守体制、⑦運用担当者の能力、経験、⑧年金運用の経験と実績、等を総合的に勘案して行う。なお選定候補先の受託機関については、原則、年金コンサルティング会社による推奨評価または適格評価を得ていることを要件とする。

年金財務検討委員会及び事務局は、受託機関に対してヒアリングを実施し、上記の基準に照らして適切な受託機関かどうかの確認を行った上で理事会・代議員会に上程し、承認を得るものとする。但し、市場の急変等により速やかな対応を要する場合には、年金財務検討委員会及び事務局において審議の上、理事長専決により採用を決することができるものとする。この場合、年金財務検討委員会は選定後、その内容について代議員会に対し報告をしなければならない。

また、年金財務検討委員会の議事の概要について記録にとどめて保存し、直近の代議員会へ報告及び加入員等への周知を行うものとする。

### (3) セカンドマネージャーシステム

機動的な投資機会の追求を目的に、採用予定の受託機関を登録するセカンドマネージャーシステムを設ける。具体的な運営方法は別途定めるセカンドマネージャーシステム実施規程に従う。

### (4) 配分上限

受託機関分散の観点から、投資顧問会社への配分シェアは原則として、1社あたり資産全体の10%（時価ベース）を上限目処とする。但し、複数の戦略を採用している場合は1商品について10%（時価ベース）を上限目処とする。また信託銀行、生命保険会社への配分はこの限りではないが、運用受託機関の信用リスクには留意するものとする。

### (5) 評価及び配分見直し

受託機関の運用実績及び投資行動を定期的に定量、定性の両面から総合的に評価し、その結果に基づいて受託機関に対する資産配分シェアの変更等を行うことによって、受託機関の努力と相互間の競争を促進し、より効率的な資産運用を目指すものとする。

また、受託機関（密接な人的・資本的關係のある関連企業を含む）において法令違反もしくはそれに類する行為があった場合、運用委託継続の是非について検討を行うものとする。

### (6) 年金コンサルティング会社

受託機関の選任等に当たって年金コンサルティング会社等を採用する場合は、金融商品取引法における投資助言・代理業を行う者としての登録を受けている者とし、当該年金コンサルティング会社と受託機関との契約關係の有無を確認することとする。また当該年金コンサルティング会社が受託機関と契約關係がある場合、受託機関と緊密な資本若しくは人的關係がある場合、又は自社で運用商品等を提供している場合は、助言の内容の中立性・公平性の確保に十分留意することとする。

## 6. ESG投資の基本方針

### (1) 基金の方向性

当基金は、将来にわたって健全な年金制度を維持するため、長期的なリスク・リターンの効率性を旨とするとともに、気候変動や人口動態等の変化といった社会的課題の解消に向けた機関投資家としての視点から、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）投資に取り組むこととする。

### (2) 投資対象の選定及び評価

ESG投資の対象運用商品は、運用プロセスにおいて、単に一部ESG要素を取り入れている運用ではなく、主としてESG要素を重視した運用であるものとする。また、運用商品は、①ESG投資に対する理念、②運用プロセスにおけるESGの考え方、③ESGの組入れ評価、④投資成果の開示状況、等を総合的に勘案し選定した上で、定期的に評価および見直しを行なう。

### (3) 配分方針

ESG投資は各運用商品の流動性によらず、長期的な視点に基づく定量的評価が必要になることが想定される。したがって、ESG投資への配分については慎重に検討を行なうものとし、当面は資産全体の10%（時価ベース）程度を目安とする。

### (4) その他

当基金のESG投資にあたっては、上記(1)～(3)の事項の他、本基本方針の内容に従うものとする。

## II. 受託機関

### 1. 受託者責任

受託機関は、当基金の年金資産の管理運用にあたっては、善良なる管理者の注意を以って、専ら委託者たる当基金の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負う。

### 2. 運用指針の遵守

当基金は各受託機関に、本基本方針及び運用の目標と遵守すべき事項を示す「運用指針」を提示する。受託機関は、運用指針の内容を遵守しなければならない。

### 3. 運用スタイル・手法の明確化

受託機関は、資産区分毎の運用方針及びそれに基づく運用スタイル・手法を明らかにし、これを変更する場合は、その旨を当基金に文書で通知し、協議を行うものとする。

### 4. 目標

受託機関は、自らの運用スタイル・手法から想定されるリスクの下、期待される収益率の実現を目指し最大限の努力を行うものとする。

また原則として、資産区分毎のベンチマークに対し、アクティブ運用を委託された場合はこれを上回るよう、またパッシブ運用を委託された場合はこれに追随するように努めなければならない。

### 5. 運用上の遵守事項

受託機関は、以下の事項を遵守するものとする。

#### (1) 各資産の共通事項

- ① 一般経済情勢、投資対象資産に対し、十分な調査、分析を行ったうえ投資すること。
- ② 投資対象毎に運用方針が明確なこと。
- ③ 対象となるファンドのディスクロージャが十分に行われていること。
- ④ 流動性の確保に留意すること。但し個別銘柄を選定する際、流動性が低い又は、インカムゲインが少ないという理由だけで投資対象から除く必要はない。
- ⑤ 運用指針で指定された資産区分に従ってフルインベストメントを心がけ、余裕資金は最小限とすること。また、余裕資金については流動性及び収益性に留意した上で、適切な投資対象を選ぶこと。
- ⑥ 有価証券の頻繁な売買に伴う取引コストの増大により、かえって全体としての収益率を下げるようなことは避けること。
- ⑦ 有価証券等の売買発注にあたっては、当基金の利益を最優先するとともに、発注先の信用力にも十分留意すること。
- ⑧ 有価証券貸借取引（いわゆるレンディング）に関しては、その内容等について当基金と受託機関の間で事前に協議し、実行に際しては両者の合意に従うこと。
- ⑨ 合同口への投資はこれら事項が遵守されているファンドを選ぶこと。
- ⑩ 合同口の選択には運用スタイル・手法の組み合わせを十分に考慮すること。
- ⑪ デリバティブの利用については、とくに個別の定めがない限り、もっぱら、債券、株式、外国為替等原資産の価格変動リスクに対する一時的なヘッジ（いわゆる売り

ヘッジ) 若しくは原資産の一時的な代替 (いわゆる買いヘッジ) を目的とし、原資産の変動性を過度に高めるような投機的な取引は行わないこと。

- ⑫ 新たな金融商品等への投資にあたっては、受託機関から投資について事前に十分な説明を受け、リスクの所在と内容について当基金と協議すること。

## (2) 国内株式

- ① 投資対象は原則として国内の各証券取引所にて上場されている株式とし、投資対象企業の経営内容等について十分な調査、分析を行ったうえで銘柄選択すること。
- ② 業種、銘柄等については適切な分散化を図ること。
- ③ 特定投資家による経営権の取得を目的とした投資行動等により、明らかに実態以上に割高に取引されている株式等については投資対象から除外すること。
- ④ 信用取引は行わないこと。

## (3) 国内債券

- ① 投資対象は、円建債券とし、債券の格付け、クーポン、償還日等の発行条件等に関して十分な調査、分析を行ったうえで銘柄選択し、かつ特に指示の無い限り発行体、残存期間等の適切な分散化を図ること。
- ② 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券 (金融債を除く) 以外の債券を取得する場合には、特に指示の無い限り、信用のある格付け機関のいずれかにより BBB 以上の格付けを得ている銘柄とすること。なお、BB 以下の銘柄への投資については代議員会での承認を得ること。

## (4) 外国債券

- ① 政治・経済との安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定するとともに、債券の格付け、クーポン及び償還日等の発行条件等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄を選択し、かつ特に指示の無い限り発行体、残存期間等の適切な分散化を図ること。
- ② 投資対象銘柄の選択については、特に指示の無い限り、信用ある格付け機関のいずれかにより BBB 以上の格付けを得ている銘柄とすること。なお、BB 以下の銘柄への投資については代議員会での承認を得ること。

## (5) 外国株式

- ① 政治・経済との安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定するとともに、投資対象企業の経営内容等につき十分な調査、分析を行った上で銘柄を選択すること。
- ② 投資対象国、通貨、業種、銘柄等については特に指示の無い限り適切な分散化を図ること。

## (6) 貸付金

貸付を行うにあたっては、貸付先の信用リスク、金利、償還日等の貸付条件について十分な調査、分析を行ったうえで、事前に当基金と協議すること。

## 6. 受託機関の裁量範囲

契約書、本基本方針、運用指針及びミーティング等において当基金と受託機関が合意した内容に従う限り、資産の購入・売却（運用・回収）の対象、時期等の投資判断については受託機関の裁量によることができる。

## 7. 資産管理上の留意点

当基金の行う資産配分、運用指針の変更及び契約の解除等に伴い、資産の売却が必要となった場合には、受託機関は市場インパクト、取引コスト等に細心の注意を払い、当基金にとって不利益にならないように最善を尽くすこと。

## 8. 報告事項

### (1) 資産管理及び運用状況に係る報告

#### ① 報告書

受託機関は、残高状況、損益状況（未収に係るものを含む。）、取引状況、費用状況等に係る年金資産の管理に関する報告書並びにパフォーマンス状況、ポートフォリオ状況、運用方針等に係る年金資産の運用に関する報告書（磁気媒体によるデータ提供を含む。）を当基金に対し原則として毎月、提出すること。また、当基金から要請があった場合には、その指示に基づいて報告及びデータ提供を行うこと。

#### ② ミーティング

当基金と受託機関は、原則として四半期毎に年金資産の運用に関しミーティングを行い、運用に関する重要事項について協議を行うものとする。また、それ以外にも必要の都度、情報交換や協議を行うものとする。

### (2) その他の報告

① 契約書、本基本方針又は運用指針等に反する行為があった場合には、直ちに当基金に対し報告を行い、当基金の指示に従うこと。

② 運用について重大な環境変化等が生じた場合には、遅滞なく当基金に報告すること。

### Ⅲ. 運用の評価及びシエ変更

#### 1. 運用の評価

受託機関の運用の評価は、原則として下記により行うこととする。

##### (1) 評価方法

評価は、①の定量的評価に②の定性的評価を加えた総合的な評価で行うものとする。

##### ① 定量的評価

###### ア) ベンチマークとの比較評価

資産区分ごとに(3)の計算方法によって算出した収益率とベンチマークを四半期及び年間で比較することにより行う。なおアクティブファンドにおいてはリスクとの対比で収益率の評価を行うよう留意する。

###### イ) 受託機関相互の比較評価

各資産別に同一のベンチマークを対象とする受託機関ごとに比較評価を行う。

##### ② 定性的評価

各受託機関の投資方針、組織及び人材、運用プロセス、事務処理体制、リスク管理体制、及びコンプライアンス等に関する評価を行うこととし、その際、運用スタイル・手法と実際の投資行動との整合性についても考慮する。

##### (2) ベンチマーク

ベンチマークとしては、原則として各資産に対し次の指標等を用いることとする。

国内債券	: NOMURA-BPI
国内株式	: TOPIX (配当込み)
外国債券	: FTSE世界国債インデックス (日本を除く、円建)
外国株式	: MSCI (KOKUSAI、円換算、配当込み・GROSS) 又は、MSCI ACWI (円換算、配当込み・GROSS)
短期資産等	: コール・ローン (翌日物、有担保)

なお、運用スタイル・手法からみて合理的な理由があると判断する場合には上記以外のベンチマークを用いることとし、その旨運用指針等に明記するものとする。

##### (3) 収益率の計算方法

収益率の計算は、時価をベースとした時間加重収益率で毎月評価し、幾何的にリンクする。

取引の認識基準は、約定ベースとし、収益の認識は、発生主義で計上することを原則とする。



## 2. シェア変更等

### (1) 評価に基づくシェア変更

1の運用の評価を行った結果に基づいて、当基金は各受託機関への資産配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用指針の変更等を行うものとする。

この場合の評価対象期間は、原則として3～5年であるが、それよりも短い期間であっても運用成績が著しく不良である場合等においては直ちに資産配分シェアの変更、又は委託契約の解除を行うこともある。

なお、掛金シェアの変更については、原則、基金成熟度に応じて対応していくものとする。

### (2) 政策的に行うシェア変更

市場価格の大幅な変動により当基金全体の資産構成が政策資産配分から著しく乖離し、その修正を行う必要がある場合又は運用スタイル・手法の適正な分散を目的として受託機関の構成の変更を行う場合等においては、受託機関の評価の優劣にかかわらず、当基金の政策的判断を優先して資金配分シェアの変更、委託契約の解除又は運用指針の変更を行うことがある。

### (3) セカンドマネージャーシステムに基づくシェア変更

運用環境の各局面に応じた投資機会を機動的にとらえる観点から、セカンドマネージャーシステムによるシェア変更を行うことがある。なお、セカンドマネージャーシステムに関する運営の詳細については別途、セカンドマネージャーシステム実施規程において定める。

### (4) その他

契約書、本基本方針又は運用指針等に反したと認められる場合、若しくは年金資産管理上重大な問題が生じた場合等にも、当基金の年金資産の安全確保のため緊急に資金配分シェアの変更又は委託契約の解除を行うことがある。

## V. その他

1. 本基本方針を変更する場合には、当基金から受託機関に対し、文書により示すものとする。
2. 運用指針等に関し、受託機関として意見がある場合は、これを申し出ることを妨げるものではない。特に運用上の遵守事項はあくまでも基本的な原則であり、これにより受託機関の運用スタイル・手法が重大な制約を受けることのないよう、個別に当基金と協議され解決されるべきである。

### 附 則

1. この基本方針は令和3年7月27日より実施する。